文　書　番　号

年　　月　　日

商号

代表者の氏名 　　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　厚生労働大臣

不　指　定　通　知　書

年　　月　　日付で労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第７条の３の規定により申請のあった指定の申請については、下記理由により指定しないこととしたので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に厚生労働大臣に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

不 指 定 理 由